

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命  
1月10日より、株式会社みずほ銀行において

# プレミアハピネスM

生存保障重視型個人年金保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成24年1月10日より、株式会社みずほ銀行(取締役頭取:塚本 隆史、以下「みずほ銀行」)において、**生存保障重視型個人年金保険「プレミアハピネスM」**(※)を販売開始いたします。

「プレミアハピネスM」は、5年間の運用期間でお客様の資産を堅実に運用することのできる年金保険です。

本商品では、基準利率に基づき契約日に5年後の年金原資額が決まります。保険期間の途中で解約したときのお受取額もご契約時に決まるため、一時払保険料と同額になる年月数があらかじめわかります。

また、本商品は5年後の年金原資額のお受取方法として、年金(3年、5年、10年確定年金)・一括受取をご用意し、お客様のライフプランに応じた方法をご選択いただけるしくみとするなど、お客様の多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる商品となっています。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客様のニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

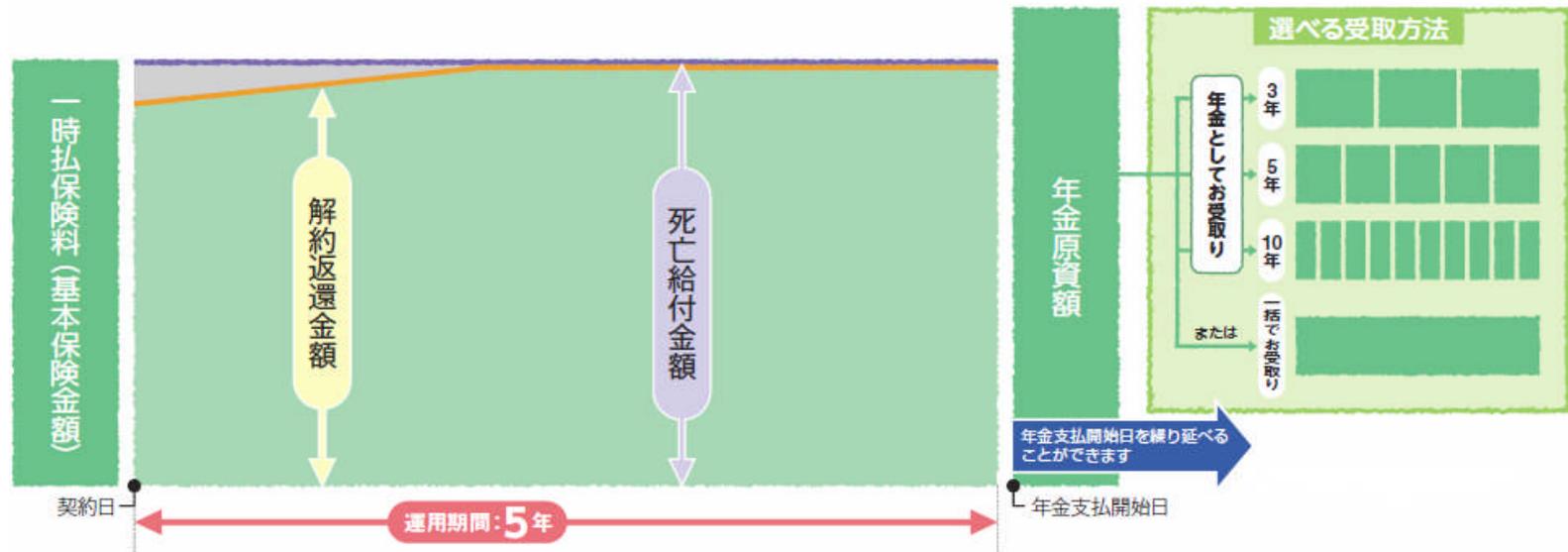
※「プレミアハピネスM」は、みずほ銀行における「生存保障重視型個人年金保険」の販売名称です。

以上

# プレミアハピネスM

生存保障重視型個人年金保険

のしくみと特徴



## 『堅実に』

- 基準利率に基づき契約日に5年後の年金原資額が決まります。
  - 解約返還金額も契約日に決まるため、一時払保険料と同額になる年月数が、あらかじめわかります。
- \*ご契約後、一定期間内に解約された場合の解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ります。

## 『自在に』

- 年金(3・5・10年確定年金)で受け取るか、一括で受け取るかをお選びいただけます。
- 年金支払開始日を繰り延べることができます。〈任意の日(日単位)〉

## 『幅広く』

- 告知なしで申込みが可能です。
- 契約年齢が85歳の方まで加入できます。

### 【ご注意ください】

- \* この保険の年金原資額および解約返還金額は、契約日の基準利率、性別および年齢などにより異なります。ご契約に際しては、「基準利率のお知らせ」などで最新の基準利率をご確認ください。
- \* この保険は、運用期間中において、死亡給付金額は基本保険金額(一時払保険料相当額)と同額とし、解約返還金額は死亡給付金額を限度とすることにより年金原資額を増加させるしくみとした生存保障重視型の年金保険です。
- \* 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできない場合があります。

### ＜基準利率について＞

- \* この保険では、基準利率は毎月2回(1日と16日)設定されます。
- \* 基準利率は運用期間を通じて一定で、契約日(保険料が第一フロンティア生命に着金した日)の基準利率が運用期間の満了日まで適用されます。

### 【ご注意ください】

- \* 一時払保険料が基準利率でそのまま複利運用されるものではありません。一時払保険料に対する実質利回りは、基準利率よりも低くなります。
- \* お申込みから契約日までの間に基準利率が変更された場合、契約日における基準利率が適用されますのでご注意ください。

## 【主なお取扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	100万円以上5億円以下(1万円単位) *最高基本保険金額は、同一被保険者について通算限度があります。
運用期間	5年
契約年齢	0歳～85歳 *ご契約時における被保険者の満年齢
年金受取開始年齢	5歳～90歳
年金原資額のお受取方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 確定年金(3年・5年・10年)</li><li>● 一括受取(年金原資額の一時支払)</li></ul> *一括受取につきましては、ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
付加できる特約	死亡給付金等の年金払特約

\*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「商品パンフレット 兼 特に大切なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

(登)C23F0120(H23.12.26)